

学校適正配置関連法令（抜粋）

日本国憲法

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

義務教育は、これを無償とする。

学校教育法

（学校設置基準）

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（小学校設置義務）

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

（準用基準）

第49条 第38条 までの規定は、中学校に準用する。

学校教育法施行令

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。

学校教育法施行規則

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（分校の学級数）

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

(準用基準)

第79条 第41条から第49条まで、
の規定は、中学校に準用する。
この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と読み替えるものとする。

小学校設置基準

(1学級の児童数)

第4条 1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第5条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を1学級に編制することができる。

中学校設置基準

(1学級の生徒数)

第4条 1学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第5条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(学級編制の標準)

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

(学級編制)

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項 の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

(国の負担)

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- (1) 公立の小学校及び中学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費 2分の1
- (2) 公立の小学校及び中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1
- (2)の2 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程(以下「中等教育学校等」という。)の建物の新築又は増築に要する経費 2分の1
- 3 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 2分の1
- 4 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築

又は増築に要する経費 2 分の 1

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号 の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね 1 2 学級から 1 8 学級までであること。
 - (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。
- 2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「 1 8 学級」とあるのは、「 2 4 学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。